

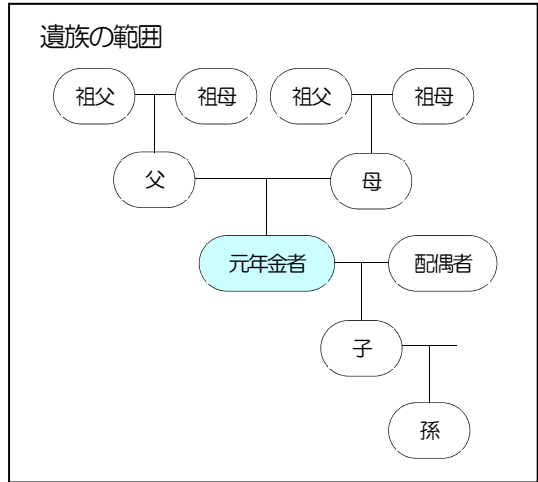
遺族共済年金を請求できる遺族

遺族共済年金を請求できる遺族は、死亡した年金者（元年金者）から見て右図に該当する方のうち、次の両方に該当する方です。

- ① 年金者の死亡当時、年金者と同居^(注)していた方
- ② 収入が850万円未満（所得が655万5千円未満）の方

（注）年金者の死亡当時、住民票上同一世帯（又は住民票上同一住所）の方です。

なお、年金者が遺族が施設に入所していた場合や、年金者や遺族を別々の子が扶養していた場合などは、同居とみなされる場合があります。



※ 子又は孫について

子又は孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間において配偶者のいない方、又は年金者の死亡の当時、共済法に定める障害等級1～2級（国民年金法による障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態）に該当する方で原則として配偶者のいない方。

孫については、孫が自分の親と同居しているときは、遺族にはなりません。

※ 遺族の順位

- 第1順位…配偶者・子（配偶者が遺族のときは、子に対する遺族の年金は支給停止）
- 第2順位…父母
- 第3順位…孫
- 第4順位…祖父母

（注）先順位の方が遺族であるときは、後順位の方は遺族にはなりません。